

令和5年第4回久万高原町議会定例会

令和5年6月23日

○議事日程

令和5年6月23日午後1時30分開議

- 日程第1 議案第60号 久万高原町凶荒予備奨学金条例の制定について
- 日程第2 議案第62号 久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第63号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第64号 久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第5 議案第65号 久万高原町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第6 議案第66号 動産の取得について
- 日程第7 議案第67号 柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について

○追加議事日程

- 追加日程第1 報告第6号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 追加日程第2 議案第69号 令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第3 報告第7号 株式会社みかわの経営状況報告書について
- 追加日程第4 報告第8号 一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について
- 追加日程第5 報告第9号 株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について
- 追加日程第6 報告第10号 株式会社林業商社天空の森の経営状況報告書について
- 追加日程第7 発議第7号 国民生活を守り、地域経済の早期回復のための支援の充実・強化を求める意見書について
- 追加日程第8 発議第8号 消防団員の確保対策及び消防団活動等の支援の充実を求める意見書について
- 追加日程第9 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
9番	高橋誠	10番	大野良子
11番	森博	12番	岡部史夫
13番	玉井春鬼		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	渡部定明
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課長	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
会計管理者	藤岡和雄	病院事業等統括事務長	西村哲也
教育委員会学校教育班長	中川昌泰	消防本部消防長	大野秋義
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時30分)

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、議案訂正の件を議題とします。
町長から、議案第64号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」、訂正の申出がありました。
本件について、訂正理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 お諮りします。
ただいま議題となっております、議案第64号の訂正を許可することに御異議
ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更につ
いて」の訂正は、許可することに決定しました。

議 長 日程第2、議案第60号「久万高原町凶荒予備奨学金条例の制定について」
を議題とします。
議案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第60号につきまして、6月15日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第60号、久万高原町凶荒予備奨学金条例の制定について。

本案は、社会情勢や物価高騰など、経済状況の変化に対応し、新たに給付制度の返還や、優遇措置を講じるため、久万高原町凶荒予備奨学金条例の全部を改正するものです。

主な改正内容は、1、奨学金の給付額を月額最高2万円とし、貸与との併用を可能としたこと。

2、償還期間を10年から15年に延長したこと。

3、奨学金が、卒業後町内に住所をおき、町内の事業所に勤務する場合は償還を猶予し、5年の経過後に償還を免除することなどです。

適用は、令和5年4月1日となっています。

審査では、基金の残高は幾らか、今後の基金が枯渇することはないのかなどの質疑に、凶荒予備基金の令和4年度末残高は、6,066万1,000円で、凶荒予備基金の整備を計画的に行い、基金が減らないよう、対応に心がけたいとの答弁がありました。

今後、対象者の拡大や増額は考えているのかという質疑に、給付については、審査委員会で様々な意見をいただいていたが、まず非課税世帯やひとり親世帯から始めることで、今回の改正に至った。

今後は、貸与者や保護者の意見も参考にしながら、特色ある制度を検討したいという答弁がございました。

凶荒予備事業については、柔軟な対応とともに、その原点を忘れずに対応されたいとの意見があった。

この奨学金制度を、上浮穴高校の振興に結びつけることは、継続して審議する必要があるのではないかという質疑に、今後、教育委員会とも相談しながら検討していきたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決することとするものと決定をいたしました。

以上です。

議長 委員長報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
高橋委員長、お引取りください。
委員長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第60号「久万高原町凶荒予備奨学金条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 日程第3、議案第62号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第62号につきまして、6月15日に委員会を開催して審議を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第62号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」。

本条例の改正は、消火器設備などの位置、行動及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正、及び健康増進法における規定の見直しに伴うもので、急速充電設備に関する事項と、喫煙等に関する事項について、改正がされました。

施行期日は公布の日とされていますが、急速充電器設備の改正については、令和5年10月1日となっております。

審査では、分離型の急速充電設備において、適用除外項目があるが、火災予防の観点から除外する必要があるのかとの質疑に、充電ポストはコネクタとケーブルを収納するものであり、火災の危険性が低いので、今回、適用除外されたとの答弁がありました。

タバコのポイ捨ては火事につながるので、立て札などの対応はできないのかとの質疑に、看板の設置については、消防業務の範疇であるのかも含めて検討したいとの答弁がありました。

夜間に災害が生じれば、小規模介護施設では、1ユニット9人を、1人の宿直者で対応しなければならない。

町内には、病院や老人保健施設など、50人を超える施設もあり、それに対

する消防署としての災害対策はあるのかとの質疑に、小規模ホームでは、近隣住民との協力体制を複合構築し、自主防で、ともに取り組んでいる施設もある。それらを消防からも指導していきたい。

また、大規模な施設になると、近隣住民や自主防だけでは難しいので、消防団などがどのように協力できるかを検討していく必要がある。組織を挙げて対応する体制が必要である、との答弁がありました。

先般、新聞で報道された消防署内でのいじめの問題について、今後はいじめた側に厳罰をとということも検討されていると聞くが、消防署だけの問題ではなく、役場として検討すべきではないかとの質疑に、今回の事案は、住民の皆様の信頼を根幹から揺るがす、非常に重大なことだと捉えている。

ハラスメントの問題は、以前にもあったのは事実であり、役場とも協議し、対策しているが、全てを解決できていないのが現状である。

加害者への厳罰化も検討する必要はあるが、加害者となる重大性を再度職員に認識させ、再発防止を図りたいとの答弁がありました。

ハラスメントの問題は難しいので、役場の職員組合や、課長会などから立場の違う職員を集め、対策協議会を立ち上げるなど、理事者がしっかりと考えて取り組むべきではないか、との質疑に、いじめは基本的な人権を阻害する案件であり、あってはならないことだと考えている。

社会の環境も複雑になっていることから、よく認識をして、対応を論じる機会を求めていきたいとの答弁が、町長からありました。

審査をしました結果、全員一致で原案の通り可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議 長

委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
瀧野委員長、お引取りください。
委員長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論を終わります。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第62号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 日程第4、議案第63号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第63号につきまして、6月15日に委員会を開催して審議を行いました。その概要を報告をさせていただきます。

議案第63号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算(第3号)」

歳入歳出補正は、総額8,911万円の増額補正であります。累計91億6,601万9,000円となります。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,413万8,000円の増額。

繰入金では、防災減災基金繰入金4,500万の増額などとなっております。

本委員会関係の主な歳出予算は、総務費では、物価高騰対応等消費活性化支援事業3,966万円の計上。

民生費では、未熟児の養育医療費150万円の増額、教育費では、社会教育指導業務委託料165万4,000円の計上などとなっております。

審査においては、総務関係では、地域公共交通会議の負担金770万円についての説明をとの質疑に、当初予算では、地域公共交通計画策定支援業務委託料を770万計上していましたが、補助金が地域公共交通会議に交付されることから、予算の組み替えを行ったとの説明がありました。

公共交通計画策定の金額が770万円は高額ではないかとの質疑に、県内や全国の市町においても、おおむねこの程度の予算が必要との答弁がありました。

上高生の休日の部活動等に係るバス便について、登校便は対応されましたが、下校便についても、公共交通計画の中に盛り込む予定はあるのかとの質疑に、公共交通計画は病院の送迎なども広く含んで、調査検討することとしている。

御指摘の件も対象だが、結果については相談しながら進めていきたいとの答弁がありました。

防災減災金が3億5,000万円であるが、久万高原町は急峻な地形であり、ゲリラ豪雨や地震など災害が大型化する中、その程度の基金積立で十分対応できるのか、との質疑に、積立ての額は大きいほどいいが、町の財政事情もあり、別に財政調整基金等もあるので、用途を検討しながら、積立てについて考えた

いとの答弁がありました。

大災害に対する取組、その対応ができるだけの基金があるのかとの質疑に、余裕があるとは言い切れないものの、今すぐ危機的な状況とは考えていないので、この状況を維持していく、との答弁がありました。

災害が来たときに、3日間、72時間というのが命を守る期限だと言われている。住民7,300人中2,000人を超える方が後期高齢者であり、逃げることさえできない方が多いのが現状である。町がしっかりと災害対策をとらないと、大変なことになるのではないかと質疑に、高齢者、配慮者は、訓練への参加が難しく、社会福祉協議会などとも調整を行い、デイサービス等に向いて、災害対応について具体的な話をしているとの答弁がありました。

昨年のクリスマス寒波では、3人の方が犠牲になった。南海東南海地震は、30年以内に80%の確率で起きると言われている。

また、1時間に100ミリを超えるゲリラ豪雨は、どこで起こるかわからないと言われ、台風は大型化をしている。そのような中で、危機管理室として、大災害を想定した対応ができているのかとの質疑に、今後、想定を超える大きな災害が発生することを念頭に置いて、しっかりと対応できるように準備したいとの答弁がありました。

総務費の人件費の減額とはどういうことかとの質疑に、4月の人事異動の状況に合わせて、人件費の組替えを行った結果、減額となったとの答弁がありました。

物価高騰による消費活性化支援事業の完了はいつになるのかとの質疑に、商品券は、遅くとも10月には配布を開始したい。配布完了までには1カ月を見込んでいる、との答弁がありました。

保健福祉課関係では、子育て世帯への特別給付金と、電力・ガス等の支援についての進捗状況はどうかとの質疑に、子育て世帯への特別給付金については、1人当たり5万円の支給を、5月下旬から開始をしているが、令和6年の2月末までに生まれた子供も対象となるので、まだ完了とはならない。

電力・ガス・食料品等の価格高騰重点支援交付金については、国の許可等の関係により、口座振り込みは早くても7月21日以降になるとの答弁がありました。

審査をしました結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
瀧野委員長、お引取りください。
続いて産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣 産業建設常任委員会に付託された議案第63号につきまして、6月15日に
委員長 委員会を開催し、審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第63号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、農林水産業費では、林道向山線改良工事費350万の増額。

商工費では、町有観光施設機械備品等修繕費184万6,000円の増額。

土木費では、道路除雪機械購入費補助金4,500万の計上などとなっております。

審査においては、ふるさと創生課関係では、姫鶴荘の水道設備が破損し、キャンプ場、牧場の運営開始が遅れ、トイレが使用できないことによる異臭問題が発生したが、その対応状況はどうかとの質疑に、指定管理者の仮設トイレの設置を打診したが、施設自体の営業を延期していることや、費用の問題があり、

対応は難しいとの回答があり、トイレが使用開始できるようになるまでの間、町で応急的に仮設トイレの設置を行ったとの答弁があった。

早急に入込客数の調査をして、必要な水の環境やトイレの整備、または林業研修センターのトイレの活用などを検討すべきではないかとの質疑に、姫鶴エリアの水不足や、トイレの問題については、改善の必要を感じ、水源の供給能力の調査や、貯水槽の増設や検討に係る調査費を、当初予算に計上している。

林業研修センターのトイレは、浄化槽の処理能力に問題があるが、一つの方法として検討していきたい、との答弁があった。

四国カルストは、町を代表する観光スポットであり、トイレ問題の対応ができていないのは、町の計画の甘さと指定管理者への指導力の欠如と見受けられる。過疎債や辺地債といった、有利な起債の活用も含め、四国カルストの受け入れ体制を急ぐべきではないかとの質疑に、ふるさと創生課としては、これまで以上に、しっかりとした管理運営ができるよう努めていきたい。

また、ハード整備については、財政部局と協議をしながら、早急に対応できるよう努力したいとの答弁があった。

辺地計画では、四国カルストのキャンプ場の整備が項目にあるが、令和5年の変更は全くない。

計画の変更等について、視野に入れなければならないと思うが、理事者の考えを伺いたい、との質疑に、財源確保ということでは、辺地債は8割補助の位置づけにあり、四国カルスト等の観光施設の重要性を鑑みて、早急に検討していきたい、との答弁が副町長からあった。

建設課関係では、昨年の大雪災害では、土木業者だけでは除雪が追いつかない。個人が所有する重機など、町道の除雪に行っていたと聞く。町が各自治会に調査したようだが、その結果はどうか、との質疑に、調査の結果、31自治会において、重機等による除雪が行われたとの答弁があった。

先般の大雪でも、地域で重機を所有している人が除雪を行ったことにより、人的被害が抑えられたという側面はあると思うが、大規模災害に備えて、個人所有の重機を持っている方への支援制度の創設する考えはあるか、との質疑に、現在、役場内で協議を進めているところであり、自治会の皆さん、地域活動の一環として行う除雪作業に対して、報奨金を交付する制度の創設を検討してい

る、との答弁があった。

制度を検討しているのであれば、雪だけではなく、土砂災害等もあるので、早急に実施していただきたい。先般の大雪では、自分の燃料を使って、機械を傷めながら除雪していただいたのではないかと、との質疑に、会計年度では、独立の原則があり、本来であれば、さかのぼって支出できないため、過去に例がないものであり、少し時間をいただき、判断したいとの答弁があった。

自治会が希望した場合において、除雪機購入費用や、借上費用については、補助金制度を早急に設けるべきではないかと、地域のニーズに応じた、円滑な除雪が必要だと考えており、検討していきたいとの答弁があった。

この町は、恒常的に豪雪地帯ではないが、数十年ぶりの豪雪被害が起きているということ踏まえ、今年の冬に間に合うように対策を検討してはどうかとの質疑に、今年の雪が降るまでに、検討してお示ししたいとの答弁があった。

除雪機械購入補助金は、10社の建設業者の中で6社が希望したと聞いた。残り4社にも、担当する地域があると思うが、その地域の除雪についても、公平に、しっかりと計画されているのかとの質疑に、今回の除雪機械補助対象者以外の4社についても、除雪を依頼する範囲は決まっており、業務委託で対応して、お願いをしているとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上です。

議 長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
高橋委員長、お引取りください。
各委員長の報告が終わりました。
これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

8款2項2目18節の補助金について、お伺いをします。

6社に6台のタイヤショベを補助することで、12月の豪雪災害では3人死亡になりましたが、その豪雪から町民の命を守ることができるのか、お聞きをしたいと思います。

議長

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

瀧野委員の質疑にお答えいたします。

今回、購入補助を行うことで、除雪の機動力は向上すると考えておりますが、これだけでは対応は十分ではありませんので、今後、自助共助の力を最大限に発揮できるよう、自治会等に支援するなど、対策についての検討を早急に行っていきたいと考えております。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

次に、4,500万の補助金を受けられた建設業者との除雪の契約について、お伺いします。

契約期間は決まっているのでしょうか。

議長

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

制度上の耐用年数というのは5年ですが、購入後10年以上は、購入した除雪機械で、町道等の生活道路の除雪を行うことを、補助事業の要件としております。業者からも同意を得ているところでございます。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 タイヤショベルの購入費の2分の1の補助率で補助をするということでしたが、これは間違いありませんか。

またタイヤショベルを補助した後の6社の委託業者に対する除雪費、これは、今日までは1時間5万円ということで聞いておりましたが、今後、補助をすることによって、これから後の除雪費は幾らになるのでしょうか、お聞きをします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします

まず、補助要綱と申しますか、補助の関係ですけれども、2分の1以内、750万を上限としております。

また、除雪作業の契約単価5万円というお話がございました。これにつきましては、例年、冬までに建設業界と協議し、除雪協力業者から見積もりを徴収し、決定したところですが、現時点では、減額のほうは考えておりませんでした。今後、補助対象車両についての契約単価については、理事者また建設業界と協議を行い、決定をしていきたいと考えております。

以上です。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりました。会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 12月の災害のときにも、地域では多くの皆さんが協力をいただいて、最終的には、1週間から10日間かかったといわれておりますが、除雪することができたと思います。

除雪だけではない災害、いろいろあると思いますが、最終的には町民の生命を守る。これが一番大事なことかな。

それと、先ほどの委員長報告の中にもありましたが、6社以外の方とも、除雪については契約しておるといことも聞きました。6社以外の方の除雪費用、それと地域で、約束をされたか、ボランティアかわかりませんが、その方これから後の対策についても、お聞きをしたいと思います。除雪費の。

議長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

まず、6業者以外の業者の皆さんの除雪費についてですが、毎年、台風等の豪雨災害時の対策のために、各業者と契約をさせていただいている業務委託契約というのがございます。

除雪費用の支払いも、使用する重機によって単価の違いはありますが、この契約により、除雪費用の支払いは行っております。

また、先ほど御質問のありました、ボランティア等で、作業をしていただいた方の報奨金等については、現時点では結論は出ておりません。

現在、報奨金制度を策定中です。協議中でございます。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 最後に、町長にお伺いをしたいと思います。

災害は、町がしっかりと取り組むべき仕事であるというふうに思います。自主防災組織や地域の共助、全町民の協力がなくして、災害対応はなかなかできないというふうに、私は考えております。

また、町内には、後期高齢者が2,000人を超えておいでる。障がい者、要支援者、要介護者、多くの弱い立場の生活インフラに対して、しっかりと取り組まなければいけない皆さんがおいでになります。

町のリーダーとして、町長は今後、全般的な防災の取り組みについてどう考

えておいでるのか、お聞きをします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 昨年末の大雪、これまで経験したことのない災害でございました。先ほどからお話がございますように、多くの皆様方の助けを借りながら、また、自衛隊の方々にも出動をいただき、そんなところがございまして、何とか乗り切れたというようなところでございます。

一方で、今も梅雨時でございますが、全国的には線状降水帯が散見もされておりますし、このところ脅威に感じるのは、私どもの町でも、本当に激しい雨量を経験をし、これまでも災害対策本部を何回も立ち上げたところがございます。

今後につきましても、さらに南海トラフのことも含めて、大きな災害が起こるんであろうと。このことは、当然起こるだろうではなくて、起こるというような、そのことをしっかりと認識をしながら、今の議員の質問というのは、対策か万全かというようなところにあろうと思います。

先ほど、建設課長からも申しあげましたように、今、その辺り、これから詰めていく部分もありますし、また、庁内で指令を出しておりますのは、万が一、南海トラフ、6強の地震が来た場合に、この庁舎に災害対策本部を、たちまち開かないといけないけれども、それを速やかに招集をかける、そのシミュレーションをしっかりとしていけないといけない。

そのことを、今、副町長にも指令を出して、今、それをどう、この災害対策本部を速やかに立ち上げることができるか、そのことをこれからしっかりと、内部的に調整を図っていきたいと思いますし、また一方で、自助、共助のところは、まだまだ十分でないところがあると思いますから、その辺り、これまでの経験を生かしながら、庁内でその対策本部の中で、これも非定期的に開いてまいりますけれど、その中で、これまでの経験で足りなかったところを、どうして、どう埋めていくか、その辺り、しっかりと論議をしながら、総合的な、瀧野議員が求められております、ひとりの命もなくさないように、そんなところをしっかりと目指しながら、その対応はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第5、議案第64号及び、日程第6、議案第65号の、計画の変更に関する2件は一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号及び議案第65号の2件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第64号、議案第65号につきまして、審査をいたしましたので、審査概要を報告いたします。

議案第64号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」

本件は、過疎対策事業債の事業予定額の範囲を超える変更が必要となったため、法の規定に基づき、過疎地域持続的発展計画を変更するものであります。

本委員会関係の変更の対象となる事業は、令和5年度、小型水槽付消防ポンプ自動車の更新の追加、子ども医療費助成事業の一部変更となっております。

審査のはじめに、議案の訂正の申し出があり、これを許可しましたので、訂正後の議案で審査を行いました。

審査では、過疎計画について、計画期間や起債の充当率、交付税算入率などを説明した上で、今回の計画変更をなぜするのか、との説明が必要ではないかとの質疑があり、計画期間は令和3年度から7年度までの5カ年の計画となっている。

久万高原町は、法で定める過疎地域であり、過疎債など非常に有利な起債を活用することができる。

計画を立てて様々な事業に取り組んでいるが、今回についても、新たな事業を計画したので、事業を追加して、県の承認をいただき、取り組んでいくとの答弁がありました。

本案につきましては、訂正が許可をされましたので、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第65号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」

本案は、辺地対策事業債の事業予定額を超える変更が必要となったため、法の規定に基づき、総合整備計画を変更するものであります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長 委員長報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
瀧野委員長、お引取りください。
続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣 産業建設常任委員会に付託された議案第64号、議案第65号につきまして、
委員長 6月15日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第64号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」

議案の概要については、先ほど総務文教厚生常任委員長から報告ありましたので、省略いたします。

本委員会関係の変更の対象となる事業は、令和5・6年度、町道千本線改良工事の追加掲載、令和5年度送配水施設新設工事の追加掲載、令和5年度久万高原町太陽光発電設備等導入事業に伴うキュービクル改造等工事の追加掲載となっております。

審査のはじめに、議案の訂正の申し出があり、これを許可いたしましたので、訂正後の議案で審査を行いました。

審査では、過疎債の活用は大変重要であるが、各年度において、この過疎債の依存率はどのくらいかの質疑に、当初予算の占める割合が、3割から4割程

度になるとの答弁があった。

本案につきましては、訂正が許可されましたので、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」

議案の概要については、先ほど総務文教厚生常任委員長から報告がありましたので、省略いたします。

変更の対象となる辺地は、西谷地区で、令和5・6年度の林道向山線の事業費の追加となります。

審査では、担当部署から、事業計画が上がらないと財政でも検討できないので、全体を補完して、必要な事業に取り組む体制が必要ではないかとの質疑に、事業の財源を含め、財政が要であり、俯瞰的な立場で、副町長の立場が非常に重要となるので、十分対応していきたいとの答弁が、副町長からあった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
高橋委員長、お引取りください。
各委員長の報告が終わりました。
これより質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議長 議案第64号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第65号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長

日程第7、議案第66号「動産の取得について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第66号につきまして、審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第66号「動産の取得について」

本案は、水槽付消防ポンプ自動車の更新にあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

動産買入の概要は、

1. 動産名、小型水槽付消防ポンプ自動車。
2. 契約の金額、5, 178万8, 460円。
3. 契約の相手、愛媛県松山市大手町一丁目10番の1

株式会社岩本商会 代表取締役 仙波誉子となっています。

審査では、23年経過した消防車が廃車になるとのことだが、今後の有効活

用の考えはあるかとの質疑に、消防車については、20年以内とか、保証、修理がないといった規定があり、問題がなければ社会貢献なども考えているが、規定に触れるようであれば、オークションか、最終的な処分になるのではないかとの答弁がありました。

審査をしました結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議 長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
瀧野委員長、お引取りください。
委員長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「動産の取得について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 日程第8、議案第67号「柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第67号につきまして、6月15日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第67号「柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者である柳谷生活研究会が、6月23日をもって、久万高原町生活研究協議会に統合されるため、同協議会を指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和5年6月23日から令和6年3月31日となっております。

審査では、今年10月からインボイス制度がスタートするが、農産物直売所における準備の状況はどうかの質疑に、2つの道の駅など、売上規模の大きな課税事業者については、制度の対象となるため準備を進めており、10月1日からの的確な制度運用ができるよう努めたいとの答弁があった。

様々な産直に登録している出荷者の皆様への制度説明や、対応への状況はどうかの質疑に、農産物直売所においては委託販売方式であり、通常であれば、

インボイス導入後も、皆様への影響はほとんどないものと考えているが、現在も当該制度ははっきりとした運用が固まっていない部分もあるので、出荷者協議会の総会の場で、制度について説明したいとの答弁があった。

インボイス制度については、現在、不確定な部分も多く、経過措置が段階的に終了する時期において、大きな影響があることを懸念している。

特に、免税事業者となっている零細農林業、商工業者への対応など、町民の皆様が心配や懸念に対し、町としてどのように考えているかの質疑に、各課においては、それぞれ情報収集や情報共有をしているが、消費税は大きな制度であり、各課をまたいだ連携の中で情報を共有し、町内の事業者の皆さんと対応していきたいとの答弁が、町長からあった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、その他所管事務に係る質疑がありましたので、報告いたします。

公益社団法人農業公社の施設も25年が経過し、老朽化が心配される。将来を見据えたりリニューアル構想を早急に示すべきと思うが、今後の方向性をお聞きしたいとの質疑に、農業公園の各施設は25年を経過して、老朽箇所が目立っており、その都度、修理して対応している。

今後は、大規模な修繕を見据え、施設の維持管理について関係者と相談しながら検討していきたいとの答弁があった。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
高橋委員長、お引取りください。

議長 委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第67号「柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 日程第9、請願第1号「核兵器禁止条例の署名・批准を政府に求める請願について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された請願第1号「核兵器禁止条約の署名・

批准を政府に求める請願について」、6月15日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果を報告をいたします。

審査では最初に、紹介議員からその理由と趣旨説明がありました。質疑はありませんでした。

討論では、日本政府が国連に提出した核兵器廃絶決議案が29年連続で採択されるなど、日本は核兵器廃絶に前向きに取り組んでいる状況にある。

核兵器禁止条約については、外交上の問題であり、本町議会として、当該意見書を採択することは控えるべき、との反対討論がありました。

採決した結果、採決すべきとする者少数と認め、請願第1号は不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
瀧野委員長、お引取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。
これより討論に入ります。
まず、請願を採択することに賛成者の発言を求めます。

(大野良子議員を指名)

大野議員 この請願は、愛媛県原爆被害者の会からのものです。被爆者手帳をお持ちの方が、久万高原町に2名おられます。また、久万高原町は、県下20市町村とともに、非核宣言をした自治体でもあります。

被爆者は、あまりにも残虐な原爆核兵器を再び炸裂させてはならないと、核兵器のない世界をつくる運動の先頭に立ってきました。

この運動が、国際NGO・ICANと連携し、国連の場で花咲いたのが核兵器禁止条約です。

世界は、核廃絶の方向に動き出したと言えます。唯一の戦争被爆国の日本は、大きな影響力を持っています。

一日も早く、核兵器禁止条約に署名・批准し、他国に働きかけるべきだと思います。

先ほど行われたG7での広島ビジョンでは、核兵器のない世界をとしながらも、核兵器の核抑止力を認め、G7側の核兵器保有を正当化しています。これでは、核兵器は増えることはあっても減ることはありません。

人類の破滅の危険が増します。そのためにも、このような現実を打破するため、そのためにも、日本政府の核兵器禁止条約への署名・批准を求め、それまでの間は、ドイツをはじめ34カ国のように、オブザーバーとして会議に参加することを強く求め、賛成討論といたします。

以上です。

議長 次に請願を採択することに反対者の発言をいたします。

(高橋 誠議員を指名)

高橋 誠 議員 請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願について」、反対の立場から、討論いたします。

日本政府が国連に提出した核兵器廃絶に向けた決議が、長年継続して採択されるなど、政府は様々な場を通じて、核兵器の軍縮、不拡散に取り組んでいる状況にあります。

私も核兵器のない平和な社会を望む者の一人ではございますが、政府の核兵器禁止条約の署名・批准につきましては、外交上の大きな問題であり、本議会として、それを政府に求めることは控えるべきではないかと、私は思います。

そのことから、この請願の採択には反対をいたします。

議長 ほかにも討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論を終わります。

これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の不採択です。

この請願を採択することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者(1名)起立)

議長 起立少数です。

したがって、請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(午後2時33分)

10分間、休憩したいと思います。

(休憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。

(午後2時42分)

お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1、報告第6号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提案理由の報告を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき報告

議長 専決処分の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を終わります。

議長 追加日程第2、議案第69号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今の担当課長の説明は、余りにも風呂敷で包んだような説明でございましたが、聞き及ぶところによりますと、今回の案件、いわゆる還付金、年金受給者の場合は天引きといいたいまいしょうか、特別徴収で天引きをされると。それに納め過ぎが生じた場合に還付をすると、そういう制度のように伺っております。

今回の案件は、職員の長期療養による休職も結構散見される中での、たまたま住民課の中で、担当職員が長期療養で休まれていたということのように聞いております。

その後も、引き続いた担当の方が、また療養でその職に就かれていなかったということがございます。

そういったことで、電子化が進む作業の中で、こういった業務の停滞が起きているように伺いますけれども、なぜ課の中で還付金処理事務が見過ごされてきたのか。

課の中でカバー及びチェックがなぜできなかったのか、理解に苦しむところでございます。

簡潔に、原因等について、答弁をいただきたいと思えます。

議 長

(沖中住民課長を指名)

沖中課長

岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

今回の未処理案件につきましてでございますが、時期的に歳出の還付でなければ処理ができないといったものも、もちろんあるわけでございますけれども、そればかりではなく、御質問にありました担当職員の病気休暇等、欠員に近い状態が続きましたこと等によりまして、事務処理が遅滞したことによるものでございます。

出納閉鎖直前に詳細を把握、確認したところ、もっと早い段階で処理をしておれば、年度内に還付が可能であったという案件も多数ございました。

このことにつきましては、内部で職員それぞれのカバーをしながら、懸命に事務を行っていたわけでございますけれども、日々、目の前の業務に手を取られて、十分なチェックをする余裕がないという状況でございました。

また、加えまして、管理職である私自身も、早い段階でのチェック、また業務の進捗管理を怠っておったためでございます、申し訳なく思っております。

以上でございます

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 当然病気療養、長期に至る場合、あるいは、今、盛んに言われています働き方改革の中での育休とかいったこと、男女を問わずそういうことが求められている状況の中でございますから、今後もこういうことが起こり得ると考えられます。

こういったことが課の中で、忙しさの中で、誰もチェックをすることができなかったかのような、こういう事態はですね、単なる住民課のみに存在する、今回のような事務処理の停滞の案件なのか。その点をお伺いしたいと思います。

総務課長か副町長、お答えいただきたいと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

ほかの部署でも起こり得る可能性はあるのかという質疑であったかと思えますけれども、還付処理につきましては、ほかにも料金等を扱う部署もございまして、そういったことが発生するリスクもありますけれども、それぞれカバー等できるように、主査それから副主査等も設置しておりますけれども、議員から指摘ありましたように、実際に休暇で出勤できない場合に、なかなかこのカバーができない部分もあるかと思えますけれども、ただ今、現在、ほかの部署でそういったことが起こっているわけではございませんので、付け加えさせていただきます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私は、ほかの部署でも、還付金処理事務があるなしに関わらず、事務処理の継承が行われていないケースもあるのではないかなというふうに心配をすることでございます。

今後、二度と起きないように、根本的な対策が必要かと考えますが、今、御検討されている対策内容について、できれば御答弁をいただきたいと思っております。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 それでは、岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

先ほどから御指摘がありましたように、私も非常に重く受け止めておるところでございます。

それで、どこの部署でもというところございまして、これは一つの体制組織として対応していくということを、私も深く考えております。

そういったところで、これについては、既に具体的にどこの部署でも、事務の業務を遂行していくルールといいますか、そこは同じでございますので、それを同じような様式、同じようなスタイルで、どの部署も整理をしていくと。そしてどの職員も、異動で変わっても、それを見ながら、前任の人の協力もいただきながら進めていけるといったところが、現実的だというふうに思っておりますので、それについては、既に担当のほうとも話を進めながら、検討して、具体的に進めていこうということでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第69号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第3、報告第7号「株式会社みかわの経営状況報告書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 報告書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 7ページに役員報酬360万ありますが、役員取締役の名簿あたりは発表で

きるんですか。

議 長 (渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

現在、株式会社みかわにつきましては、取締役5名、監査役2名がおります。氏名につきましてでございますけれども、この役員につきましては、公表はできるといってございます。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 平成16年8月1日に合併して、もう20年を超えてきたと思うんですね。

柳谷、美川地区の産業開発公社であったり、株式会社みかわであったり、地域の皆さんがいろいろと取り組んでおいでるけれど、もう合併して、町は一つということで、取締役も分散して求めておいでるのか、それとも従来どおり、柳谷は柳谷の中だけ、美川は美川だけでやられとるんか、このことについてお聞きをします。

議 長 (渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

それぞれ、町内には第三セクターおりますけれども、地域によっては、地域の実情を勘案して、その中で選んでおる場合もございますけれども、それぞれの町内の役職によって、役員に入ってくださいという場合もございます。

以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
以上で、報告第7号「株式会社みかわの経営状況報告書について」を終わります。

議長 追加日程第4、報告第8号「一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について」を議題とします。
提出者の報告を求めます。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 報告書に基づき報告

議長 提出者の報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第8号「一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について」を終わります。

議長 追加日程第5、報告第9号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」を議題とします。
提出者の報告を求めます。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 報告書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 町長さんにお聞きをしたいと思います。
道の駅は、総工費9億3,000万ですかね、町の持ち出しが1億そこそこ、起債がそれぐらいだったと思いますが、以前に、いずれ農業生産者が、全国で道の駅については、もうだんだん少なくなる、高齢化することによって少なくなっていく。

出資を、町民からも受けたらどうかという話をさせていただきましたが、その後、そういったことについては、一切お聞きをすることはありません。

将来的に言うと、町の皆さんが利用する店になる可能性があるのかなど。そういったことを考えましたときに、町民の皆さんからも出資をいただいて、皆さんに利用していただく店づくり、これが私は必要だと思いますが、このことについてはどのように考えますか。

議長 (河野町長を指名)

町長 今日報告をさせていただきましたけれども、コロナ禍の中ではありましたけれども、職員の皆さん頑張ってくださいました。

コロナ禍の中でも、御案内のように、道の駅さんさん、それからみかわもそうでございますけれども、非常に大勢の皆様方にお立ち寄りをいただいて、久万高原町の活性化の一翼を担っていただいております。

コロナ禍でしばらく、大変御苦労も、職員の方されましたけれども、今、申し上げましたように、何とかその期待に応えて、耐えて、そして利益も出ているような現況でございます。

前にも、瀧野議員からはそのようなところも、御提示も、提案もいただいた

と思いますが、今はとにかく、コロナ禍の中で、これへの対応も躍起になっておりましたから、そのところに対する、今後、そちらの方に、そのことについても、決して頭がないわけではないのですけれども、思わぬ、コロナということがございましたから、そこに、どうしていくかについての協議はできていないのが現状でございます。

大分、コロナも落ち着きました。また利益につきましても、まだまだ十分ではないかも知れませんが、安定もしてきております昨今の中で、今、議員がおっしゃられたことも、そういう町民の希望もあるんだと思いますから、また改めて役員会等々で、そのことをしっかりと、これからも議論をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 損益計算書を見ても、コロナ前と比較してですね、国内では様々な部分の、観光のところでもすごい回復の数字が出ておりますけれども、さんさん久万高原についても、コロナ前と比較して、どの程度回復をしているのか、お聞きしたいと思います。

議長 (渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 岡部議員の質疑にお答えします。

コロナ前、令和元年でございますけれども、元年から比べますと、合計にいたしましては、95%程度は回復はしておるのではないかと思います。若干、令和2年、令和3年が、非常に厳しい年でございますけれども、令和4年につきましては、若干回復傾向にあるという状況でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 95%ぐらいに回復しているというお話ですが、果たしてそうなんでしょう

か。私はそのようには見えないんですけれども。

というのが、町からの補助金、指定管理料の関係で230万ですか。何とか引き継いで138万、税引き後の数字が出ているんで、町からのその指定管理の部分のお金がなければ、完全に赤字なんですね。

ですからこれ、多分、背景には職員の賃金のアップとか、様々な背景があるんですが、心配されるのは、先ほど瀧野議員からも言われた、民間からの出資のことも踏まえながら、何とかこれ、てこ入れしないと、早晩、赤字になってくるんじゃないかなという気がしますが、赤字になる心配はないんでしょうか。

議長 (渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

おっしゃるとおり、非常に経営的には、今まさに難しいところではございますけれども、指定管理料につきましては、さんさん道の駅の公益部門につきまして、指定管理料を支出しているところでございます。

営業につきましては、物価の高騰や人件費の高騰等で、今後変わっていくということも予想されますけれども、将来的な見込みといたしましては、できるだけ企業努力で、運営等を適正なものにしていく努力をしまいたいということが必要かと思っております。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 将来的な見込みの部分の答弁としては、楽観的な答弁のように伺いました。将来的に、そう心配するものではないとする根拠は何でしょうか。

議長 (渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

経営的には、先ほど申しましたように、人件費の高騰であるとか、物価の高

騰であるとかいうところで、楽観視しているところではございません。やはり、開駅以来8年経っておりますので、そういった施設の老朽化、それから内容の更新等も必要になってこようかと思えますけれども、今後、入込客数がないような、魅力ある施設にしていく必要はあろうかと思えます。

以上でございます。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 当然、町も出資して、3セクでやられている。そして多くの生産者がそこに携わって、そして末永く事業継続していただきたいというふうに願っているのは、もちろんのことでございます。

ただ、今の答弁の中では、余りにも見通しが甘いというか、見通しに対する根拠というのが曖昧過ぎます。もっときちっとした説明ができるように、今後、準備をしていただきたいと思えます。

答弁は結構です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

以上で、報告第9号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」を終わります。

議長 追加日程第6、報告第10号「株式会社林業商社天空の森の経営状況報告書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 報告書に基づき報告

議長 提出者の報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第10号「株式会社林業商社天空の森の経営状況報告書について」を終わります。

議長 追加日程第7、発議第7号「国民生活を守り、地域経済の早期回復のための支援の充実・強化を求める意見書について」を議題とします。
趣旨説明を求めます。

(高橋末廣議員を指名)

高橋末廣
議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
高橋議員、お引き取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第7号は、提出議案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、発議第7号「国民生活を守り、地域経済の早期回復のための支援の充実・強化を求める意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議長 追加日程第8、発議第8号「消防団員の確保対策及び消防団活動等の支援の充実を求める意見書について」を議題とします。
趣旨説明を求めます。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
瀧野議員、お引き取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第8号は、提案者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第8号「消防団員の確保対策及び消防団活動等の支援の充
実を求める意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議 長 追加日程第9、「議員派遣について」を議題とします。
議員派遣については、別紙議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、
御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定いたし
ました。

議 長 お諮りします。
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。
したがって、これで閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。
これで、本日の会議を閉じます。 (午後3時38分)
町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 6月定例会、大変お世話になりました。
提出をいたしました議案、それぞれお認めをいただきましたし、また、その中で貴重な御提言もいただきましたから、賜りました御意見、今後の行政活動にしっかり反映をしてみたいと思いますし、また、コロナも落ち着いたようでございますから、アフターコロナ、特に社会生活、そして経済活動、十分に活性ができますように努めてまいりたいと思いますので、議員各位の今後一層の御協力、よろしくお願い申し上げます。

まだまだ梅雨は続きますし、またほどなく暑い夏もやっけてまいります。どうぞ議員の皆様方には、お体を御自愛賜りますようにお祈り申し上げまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
皆さんにおかれましては、6月定例議会、慎重審議、全て可決いたしましたお礼を申し上げたいと思います。

もう梅雨もあと何日かでなくなろうとは思いますが、それから先は、また暑

い夏が来、ゲリラ豪雨が予想される時期になりますが、皆様方におかれましては、健康に留意され、御活躍のほど、よろしく願いいたしまして、議長挨拶といたします。

以上で、令和5年第4回久万高原町議会定例会を閉会します。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員